

平成31年第1回広尾町議会定例会 第1号

平成31年3月5日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 平成31年度町政執行方針
- 8 平成31年度教育行政執行方針
- 9 議案第 4号 工事請負契約の締結について
- 10 議案第 5号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の成立に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 11 議案第 6号 広尾町課設置条例及び広尾町健康管理センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第 7号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第 8号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第 9号 広尾町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第11号 字の区域の変更について

○出席議員（12名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 浜野 隆   | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北藤 利通  | 4番 前崎 茂    |
| 5番 志村 國昭  | 6番 山谷 照夫   |
| 8番 渡辺 富久馬 | 9番 小田 英勝   |
| 10番 小田 雅二 | 11番 旗手 恵子  |
| 12番 浜頭 勝  | 13番 堀田 成郎  |

○欠席議員（1名）

- 7番 星加 廣保

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副	町	田	中	章
兼	計	白	石	晃
兼	出	白	石	晃
出	納	山	畑	裕
納	室	白	石	晃
室	長	松	田	哲
長	補	沖	田	一
補	佐	西	内	
佐	長	折	笠	博
長	参	山	岸	雄
参	事	長	田	吉
事	佐	宝	泉	
佐	主	齊	藤	美津
主	幹	佐	藤	直
幹	幹	楠	本	直
幹	長	村	上	洋
長	補	山	崎	勝
補	佐	山	崎	勝
佐	長	佐	藤	清
長	補	菅	原	樹
補	佐	村	上	洋
佐	長	浜	頭	
長	参	金	石	輝
参	事	浜	頭	
事	佐	金	石	輝
佐	長	平		浩
長	農	寺	井	
農	林	平		浩
林	課	雄	谷	幸
課	長	室	谷	直
長	補	小	川	浩
補	佐	北	藤	盛
佐	長	前	田	憲
長	補			
補	佐			
佐				

兼下水終末処理センター長	小	川	浩	司
港 湾 課 長	森	谷		亨
国保病院事務長	渡	辺	將	人
国保病院事務次長	齊	藤	裕	美
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室長	松	田	哲	典
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事	白	石	晃	基
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事	渡	辺	將	人
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事	山	崎	勝	彦
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	佐	藤	清	美
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	菅	原	樹	美惠
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	村	上	洋	子
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	齊	藤	裕	美
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	沖	田	一	美

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長 補 佐	及	川	隆	之
学校給食センター所長	山	岸	達	也
ひろお幼稚園長	道		尚	子
社会教育課長	早	川		修
社会教育課参事	奥	村	京	子
兼海洋博物館長	早	川		修
兼図書館長	奥	村	京	子

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	宮	脇	昭	道
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	道		淳	一

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木	下	利	夫
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 農 業 委 員 会 〉

会	長	今	村	弘	美
事 務 局	長	西	脇	秀	司

○出席事務局職員

事 務 局	長	道	淳	一
総 務 係	長	保	坂	一 也
総 務 係 主 事		林	菜	々 美

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、平成31年第1回広尾町議会定例会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、志村國昭議員、10番、小田<sup>おだ</sup>雅二議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。  
議員の出欠ではありますが、7番、星加廣保議員より欠席の届け出があります。  
また、2月28日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。  
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思  
います。  
次に、本定例会に町長から議案28件を受理しております。  
また、議会から意見書案2件を受理しております。  
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申し出のあった関係者の  
出席を求めています。  
次に、監査委員より平成30年11月から平成31年1月までの例月出納検査及び定例監査の報告が  
あり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思  
います。  
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ごらんいただきたいと思  
います。  
一般質問は9人の議員から通告があり、3月7日と8日に行います。  
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。  
この件は、さきに開催された議会運営委員会により、審査結果については配付した報告書のと  
おりであります。  
本件に対する委員会の報告は、本日5日から3月14日までの10日間とするものです。  
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日5日から14日までの10日間をしたいと思  
いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日5日から3月14日までの10日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、北藤利通議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（北藤） 総務常任委員会所管事務調査報告。

平成30年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、委員会の開催状況です。

(1)、開催日は、平成31年1月28日月曜日。

(2)、開催場所は、議事堂議員控室です。

(3) から (5) までは、記載のとおりでございます。

2、調査の内容。

(1)、広尾バス待合所の設置及び運営状況について。

資料に基づき説明を受けた後、「広尾バス待合所」の視察調査を行った。

①、旧広尾駅舎の概要については、記載のとおりです。

②、旧広尾駅舎のこれまでの経過。

昭和62年2月1日、国鉄広尾線廃線。

昭和62年2月2日、十勝バス転換後、旧駅舎を鉄道記念館として利用開始。

平成23年11月、鉄道記念館の耐震診断を実施。

耐震診断の結果、「地震の震度または衝撃に対して、倒壊または崩壊する危険性が高い」と判断された。

耐震化を含めた改修工事費用の見積もりを行った結果、耐震化工事、屋根ふきかえ工事、内部の改修工事等の合計で1,737万円となり、財源措置を検討した結果、耐震化を含めた改修工事にかかわる補助制度はないが、取り壊し及び建てかえ工事については過疎対策事業債が適用可能なことから、バス待合所新築工事の実施を決定した。

③、バス待合所新築工事の経過について。

平成30年5月25日、仮待合所を設置。

平成30年7月31日、鉄道記念館トイレの解体工事完了。

平成30年8月8日、バス待合所新築工事着工。

平成30年11月27日、バス待合所新築工事完了。

平成30年11月28日、バス待合所営業を開始。

④、広尾バス待合所事業費については、バス待合所新築工事、鉄道記念館解体工事、仮待合所建設解体工事、警報機器撤去工事の合計で3,061万3,140円となっている。

⑤、費用負担については、電気料のうち、待合所照明、夜間警備システム、自動販売機にかかわるものは広尾町が負担し、券売所にかかわる分は十勝バスが負担。

電話料は、夜間警備システムは広尾町が負担し、券売所は十勝バスが負担する。

水道料については、広尾町が負担する。

灯油代については、十勝バスとJRバスが負担することとなっている。

⑥、主な質疑として、トイレが男女別でなく多目的トイレと男女兼用トイレが1か所ずつとなった経緯等について質問があった。

(2)、豊似小学校校舎の改築状況について。

資料に基づき説明を受けた後、「豊似小学校校舎」の視察調査を行った。

①、校舎改築経緯について。

昭和37年、豊似小学校旧校舎を改築。

昭和53年、体育館建設。

昭和54年、2線校舎建設。

平成22年に旧校舎の耐震診断を実施したところ、「耐震安全性は確認できず、耐震改修も困難」との判定結果となり、また、平成25年に実施した耐力度調査では、基準を下回る「構造上危険な状態の建物」という結果になり、平成23年に発生した東日本大震災後、全国的に学校施設の耐震化が急務となり、豊似小学校校舎の改築を実施することとなった。

②、校舎整備計画の基本的な考え方として、耐震性のある現体育館を生かした校舎改築とする。

施設管理、建築費用の低減等を考慮し2階建てとする。

普通学級は最大4教室、特別支援学級は最大3教室とする。

学年間交流を図るため、フリースペースを設ける。

保護者、地域、学校等で組織する「豊似小学校校舎改築検討委員会」と十分な協議を行うという内容の説明があった。

③、豊似小学校児童数の推移については、記載のとおりです。

④、新校舎の主な特徴。

校舎は、建設コストを抑えつつ、断熱性能にすぐれた建物を目指しており、内装については木材を多く使用し、温かみのある空間となっている。

新たに特別教室を2室設けることで教室不足の解消や、フリースペースと会議室を玄関の近くに配置することにより保護者や地域の方々の多目的利用を図るとともに、建物全体をバリアフリーとし、エレベーターを設置するなど高齢者や障がいを持つ方々にも配慮した。また、災害時の避難所機能として、無線LAN設備を緊急時に一般開放できる仕様とし、避難者が災害情報を入手しやすい環境となっている。

機械設備では、暖房をFF式温風暖房機を使用した個別暖房とし、職員室で制御可能としている。

また、保健室とコンピューター室にはエアコンを設置したほか、トイレは浄化槽を設置して水洗化をしている。

⑤、新校舎の概要。

所在地、広尾町字紋別 18 線 50 番地 2、52 番地 1。

構造は、鉄筋コンクリート造 2 階建て。

延べ床面積 1,904 平方メートルであります。

⑥、改築工事等の事業費及び財源内容については、記載のとおりとなっております。

⑦、主な質疑では、教室活用について質問などがあつた。

以上、所管事務調査といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第 5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第 5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員会の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、小田英勝議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（小田） 産業常任委員会所管事務調査報告書。

平成 30 年第 4 回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施いたしましたので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会の開催状況。

（1）開催日は、平成 30 年 12 月 18 日火曜日でございます。

（2）、（3）、（4）、（5）については記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

2、調査の内容。

（1）、町道の除排雪計画について。

①、平成 30 年度の除排雪計画について、資料に基づき説明を受けました。

1）、除雪延長。

イ、車道除雪延長 233.3 キロメートル。

内訳、直営等については記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

ロ、歩道除雪延長 25.1 キロメートルでございます。

これも内容、増減については記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

ハ、除雪延長合計 258.4 キロメートル。

内訳については、トータルで直営 135.6 キロメートル、委託 122.8 キロメートルで、増減についてはそれぞれ 6.5 キロメートル増減となっております。

2)、除雪体制。

直営除雪作業の運転手は職員 2 名、臨時職員 4 名、計 6 名体制であり、委託業者数は 8 社、委託車両数は 21 台であるということでございます。

3)、除雪基準。

降雪量が 10 センチメートル以上。

出勤時間は、午前 2 時から午後 10 時までを予定ということでございます。

路線全体の除雪に要する時間は、1 回おおむね 7 時間ということございました。

4)、雪捨て場の状況。

雪捨て場は、広尾川河川敷地、旧町立病院跡地（小型車用）でございます。豊似川河川敷地の 3 か所を一般開放しているということでございます。

5)、その他。

平成 26 年度から平成 29 年度までの除雪にかかわる年度別の状況として、委託料、除雪回数、降雪量、吹きだまり解消の除雪回数及び出動台数、路面整正回数及び出動台数、歩車道拡幅作業回数、除雪作業回数等について説明を受けたところであります。

②、主な質疑でございますが、このことについては記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。後ほどごらんになっていただければと思っております。

以上をもって付託されました所管事務調査を報告させていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

#### ◎日程第 6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第 6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 平成 31 年第 1 回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、1点目の排雪作業中の事故についてであります。

平成31年2月18日、広尾町西1条6丁目3番地先路上におきまして、建設水道課職員が排雪作業のため、ロータリー除雪車からダンプトラックへ積み込みしていた際に、荷台から雪の塊がこぼれ落ち、駐車していた相手方車両のフロントガラスを破損させたものであります。

なお、この事故によるけが人はありませんでした。

損害賠償の和解及び損害賠償の額に係る関係予算の専決処分につきましては、本議会に提出したいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

職員には作業を行う際の安全確認につきまして、日ごろより指導を行っているところですが、一層の徹底を図るよう指導してまいります。

このような事故が発生したことをおわび申し上げ、報告とさせていただきます。

次、2点目ではありますが、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の設立認可についてであります。

かねてから北海道知事に申請を行ってまいりました地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の設立が2月26日付をもって認可されましたので、報告いたします。

この間、議員の皆様には数々のご理解とご協力を賜りましたことに対し、この場をおかりして厚くお礼申し上げます。

現在、帯広保健所に対する病院開設手続や北海道厚生局への保険医療機関の指定申請等を進めているところであり、4月1日の法人設立に向け準備を整えてまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

次の3点目であります。

認定こども園ひろお保育園の認定についてであります。

平成30年11月21日付で北海道知事に申請を行ってまいりました認定こども園ひろお保育園が2月14日付をもって認定されましたので、報告をいたします。

この間、議員の皆様には数々のご理解、ご協力を賜りましたことに対し、この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

現在、4月からの開設に向けて児童の受け入れ準備等を進めているところでありますので、引き続きご指導賜りますようお願いを申し上げます。

次に、4点目であります。

第5次広尾町まちづくり推進総合計画「第3期実施計画」の見直しについてであります。

実施計画につきましては、財政状況や社会経済情勢等の変化に対応するため、3年ごとに見直しを進めることとしておりますが、今回は31年度から新たな事業の実施に向け、追加や修正など軽微な見直しを行うものであります。

お手元の行政報告資料の「第3期実施計画」の見直しについて、ごらんをいただければというふうに思います。

表中の網かけをしている部分に変更の箇所になります。

初めに、広尾バス待合所外構工事についてであります。今年度に建設した広尾バス待合所の駐車

場の舗装、芝生の整備等の外構工事を行うものであります。事業費につきましては、721万5,000円を計上しております。主な財源は過疎対策事業債を予定しております。

続きまして、その下の表の除雪機械購入事業についてであります。ホイロローダ1台を購入するものであります。

事業費につきましては、3,504万5,000円であります。財源につきましては、除雪機械整備事業補助金及び過疎対策事業債を計上しているところであります。

この関係については、当初、今年度の30年度の購入を予定しておりましたが、31年度に変更をしたものであります。また、32年度に予定していた除雪トラック1台の購入に係る事業費を削除するものであります。

続いて、3段目の表のウェブサイトの更新事業についてであります。

現在の町公式ウェブサイトは平成18年以降デザイン等の更新をしておらず、今回コンテンツ管理システムを導入し、全面的に更新するものであります。

事業費につきましては、31年度634万7,000円、32年度以降、保守管理料として107万円を計上しております。

下の集計表でありますけれども、今回の見直しによりまして、見直し後の事業費の総合計であります。網かけをしている部分であります。55億5,380万5,000円となるものであります。

これらの3件の事業の見直し案につきましては、まちづくり推進委員会におきまして承認を受けているところであります。

次に、5点目であります。

とから広域消防事務組合事務局への職員の派遣についてであります。

十勝管内市町村では十勝町村会をはじめ、一部事務組合などの広域連携事務について共同運営する広域化の趣旨や人事交流等による経験機会の確保を図る観点から、各町村輪番にて職員の派遣を行っております。このたび広尾町からとから広域消防事務組合事務局へ職員を派遣することになりましたので、報告をいたします。

派遣する職員につきましては、教育委員会社会教育課社会教育係、塚本大樹であります。派遣期間は、平成31年から平成32年度の2か年となるところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、7日と8日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時まで具体的に内容を記載した文書をもって通告願います。

#### ◎日程第7 平成31年度町政執行方針

1、議長（堀田） 日程第7、平成31年度町政執行方針について説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、平成 31 年度の町政執行方針を申し上げます。

町政に臨む基本姿勢についてであります。

初めに、平成 31 年第 1 回広尾町議会定例会の開会に当たり、町政運営の所信を申し述べ、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は、広尾町 150 年となる節目の年を迎え、これまでの先人たちのご労苦とご功績に感謝と敬意を表したところであります。

本年は、次の広尾町 200 年に向けて、新たな歴史の一步を刻むスタートの年に当たり、さらに広尾町が発展し、住民が生き生きと暮らせるまちづくりに全力を挙げる決意を新たにしているところであります。

本年は、私にとって 3 期目の任期の最終年度であり、示した公約の「活力が湧き出るまち」「幸せを感じるまち」「いきいきと輝くまち」「安心して暮らせるまち」「みんなで創るまち」の政策実現について、道筋をつける総仕上げの年であります。

私は、これまで「地域の自立で豊かな暮らし」を理念に、住民の皆様が広尾町で安心して暮らせることを基本に町政を進めてきました。

まちづくりの基盤は、産業、経済、福祉、医療、教育、コミュニティまで幅広く、どの分野も重要ですが、中でも町財政の健全化、住民生活の安心が大事と考えます。

今日の地方財政を取り巻く状況は依然と厳しく、課題解決のためには、住民の理解のもとに受益者負担など必要な財源確保、職員の意識改革など、より一層行政改革に取り組み、財政健全化を着実に進めます。

4 月から町立病院は、地方独立行政法人に移行し、北斗病院との連携を図り、住民の命と健康を守っていきます。

これまで行ってきた救急医療や夜間・休日診療、入院治療など、住民の皆様に必要な医療は引き続き法人が担い、これまでの町立病院としての役割を引き続き果たしていきます。

また、子どもを産み育てる環境を整え、子どもが健やかに成長できるように、ひろお保育園とひろお幼稚園を統合し「認定こども園ひろお保育園」を開園します。就学前の子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に提供する機能と地域の子育て家庭を対象に、相談活動や親子の集いの場などを提供していきます。

教育においても、豊似小学校の新校舎が昨年 12 月に完成し、3 学期から新しい学びやでの学校生活が始まりました。

また、かねてより準備を進めてきましたコミュニティ・スクールの運営協議会が 1 月にスタートし、地域や家庭の力を学校に結集し、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めます。

また、平成 33 年（2021）年度から平成 42 年（2030）年度までの 10 年間のまちづくりの方向を定める「広尾町第 6 次まちづくり推進総合計画」の策定作業を進めます。

多くの町民皆様のご意見をいただき、人口減少問題へ対応するための計画づくりを進めてまいります。

さらには、本町のまちづくりに重要な役割を果たすインフラ整備の「帯広・広尾自動車道」の豊

似・広尾間の事業化に向けて全力を挙げて取り組みます。

自治体を取り巻く環境も人口減少など多難な時代が続く、課題も数多く立ちまわりますが、先輩たちがこれまで乗り越えて今日があるように、皆様と力を合わせ、勇気を持って行動し、元気なまちづくりに全力を尽くしてまいります。

予算案の概要についてであります。

平成31年度の各会計予算案について、一般会計の歳入であります。町税全体で前年当初比0.9%増の8億9,113万5,000円を見込んでおります。

また、普通交付税につきましては、前年度当初比2.0%増の31億1,300万円を見込んでおります。

歳出につきましては、人口減少対策や子育て支援などを中心とした施策に取り組んでまいります。

平成31年度当初予算額は、豊似小学校校舎建設工事の終了に伴い、前年度当初予算と比べ6.0%減の71億1,100万円となっております。

また、8つの特別会計の総額は、27億4,078万円で4.0%の増、病院事業会計は、地方独立行政法人化に伴い企業会計の廃止、水道事業会計は、2億2,259万4,000円で1.4%の増となり、総額は100億7,437万4,000円で、前年度当初予算と比べ11.4%の減となるものであります。

次に、主要施策の展開についてであります。

1つ目の「活力が湧き出るまち」についてであります。

1つ目の水産業の振興についてであります。

本町の漁業は、町内関連産業の活力を促進し、町内経済の活性化に大きな役割を果たしております。

昨年、水揚げは一部の魚種で回復の兆しは見られたものの、本町の主要漁業である秋サケ定置網漁は、低水準で推移をしております。

また、70年ぶりの漁業法の改正、TPP11協定の発効など漁業経営への影響が懸念され、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような中、漁業生産の早期回復と安定化を図るため、水産資源の適切な管理を行うべく、漁業協同組合や関係機関と連携を密にして、サケのふ化放流、ウニや昆布など沿岸漁業資源の安定増大に向けた事業や販路拡大の取り組みに引き続き支援してまいります。

中間育成放流の効果があらわれてきているマツカワについては、北海道栽培漁業振興公社から稚魚を購入して、引き続き5万尾体制による飼育・放流事業を本町のほか管内3町3単協と連携して実施してまいります。

さらに、漁業経営の安定及び漁業施設災害復旧に係る各資金の利子補給等について、引き続き実施してまいります。

2番目の農業の振興についてであります。

本町の農業は、生産高が過去最高の78億円に達するなど大変喜ばしい結果となりました。一方、高齢化や担い手不足による農業労働力の減少、さらには国際競争の激化が懸念されるなど、農業を取り巻く情勢は、依然として先行きが不透明な状況にあります。引き続き、意欲ある農業者が安心して経営に取り組めるよう生産性向上のための各種事業を総合的に推進してまいります。さらに、

経営所得安定対策など国の施策について、農協等関係機関と連携を図りながら、的確な事業推進に努め、農業経営体の体質強化、農業経営の安定化に取り組んでまいります。

農地の集積と担い手の育成・確保については、力強い農業構造を実現するために、中心的経営体の育成や農地に対する支援のベースとなる「人・農地プラン」の適宜見直しを行うとともに、農地中間管理事業を効率的に活用しながら農地の集積を推進してまいります。

また、酪農家が抱える家畜ふん尿処理の課題を解決するため、引き続きバイオガスプラント導入に向けた普及啓発を図ってまいります。

鳥獣被害対策については、鳥獣被害防止対策協議会を通じ、また猟友会の協力をいただきながら各種対策を講じてまいります。

町営牧場については、公共牧場の維持を前提に、コスト削減と運営効率化を進める観点から、東豊似牧場への統合整理について、引き続き農業協同組合及び関係機関と協議を進めてまいります。

深刻化しているヨネ病の防疫対策については、生産者による主体的な自衛防疫の徹底を啓発強化するとともに、町農政推進協議会に大学・研究機関等を加えた対策プロジェクトチームを編成し、科学的根拠に基づく防疫推進体制を整え、迅速で積極的な撲滅対策に注力してまいります。

3点目の林業の振興についてであります。

林業については、森林資源の循環利用と林業の再生が促進されていくことが重要であることから、町有林的確な施策を推進するとともに、国や道、森林組合と連携を図りながら、「人工造林推進事業」や「除間伐推進事業」などを引き続き実施し、民有林の振興に努めてまいります。

森林政策の面では、本年4月に施行される森林経営管理法に基づき「新たな森林管理制度」がスタートします。この制度を円滑に進めるために、森林環境譲与税が9月から措置されることになり、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理に向けて、北海道、森林組合をはじめ、林業関係者の方々との連携を強化してまいります。

4点目の十勝港の利活用についてであります。

重要港湾「十勝港」は、日本有数の食糧基地を背後圏に持ち、農業をはじめとした流通拠点港として、また、漁業水産基地として、その役割は非常に大きなものとなっています。昨年の貿易額は、132億6,000万円と8年連続で100億円を上回るとともに、入港隻数は84隻と過去最高を記録し、地域産業の発展に大きく寄与しております。

今後も飼料コンビナート関連企業や農業関連企業等の誘致に取り組むとともに、クルーズ船の寄港など港の有効利用を図る取り組みを展開してまいります。

また、港湾施設の安全利用については、維持管理計画に基づく点検診断を実施してまいります。

5点目の商工業の振興についてであります。

商工業は、雇用・所得環境の改善により、個人消費に緩やかな回復が見られ、国内経済は回復基調が続いていると言われてはいますが、地方の小規模事業者は経済の好循環が実感できない厳しい経営環境にある中、雇用機会の提供など、地域振興の担い手として、地域経済に大きな役割を果たしています。

引き続き町融資制度の利子補給や保証料の補填を実施するほか、商工会が取り組む経営改善普及

事業や地域振興事業を支援してまいります。

また、消費税の引き上げによる消費低迷が懸念されていることから、町内経済の好循環が図られる住宅リフォーム支援事業を実施してまいります。

6点目の観光振興とサンタランドについてであります。

札幌圏と十勝圏を結ぶ高速道路網などの交通アクセスが整い、十勝への誘客が見込める中、十勝観光連盟をはじめ、広尾町観光協会、四町広域宣伝協議会、日高東部・十勝南部広域連携推進協議会との地域間連携を強化しながら、それぞれの地域の観光資源を生かした広域観光の推進を目指してまいります。

十勝港まつりをはじめとするイベントの実施、海産物など特産品のPR、バスツアー誘致に向けた取り組みを行い、交流人口の拡大を目指してまいります。

サンタランド事業については、引き続き大丸山森林公園を中心にイルミネーションの充実を図るとともに、花畑整備など一層魅力あるサンタランドとしての景観づくりを進め、通年で観光客を誘導できるよう情報発信をしてまいります。

サンタメールをはじめ、サンタランド活性化の取り組みを、地域を交えて進めるとともに、「子供の夢を応援するプロジェクト」を継続してまいります。

大きな2点目であります。「幸せを感じるまち」。

1として、高齢者、障がい者福祉と介護サービスについてであります。

高齢者や障がい者などの制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や多様な機関が「我が事」として主体的に参画し、人と人、人と資源が「丸ごと」つながる総合相談支援の体制を整備する「地域共生社会（我が事・丸ごとの地域づくり）」の推進が、より一層重要となっております。

住民の誰もが生きがいを持ち自分らしく暮らし続けられる「支え合いのまちづくり」を目指し、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

コミュニティソーシャルワーカーを継続して配置し、地域の困り事への対応や互助の支え合い体制づくりなどの支援体制の充実を図り、地域福祉を推進してまいります。

避難行動要支援者の円滑かつ安全な避難を確保するため、避難行動要支援者に関する情報収集、更新を継続して実施し、関係機関への情報提供、避難支援体制の整備を推進してまいります。

障がい者が社会の一員として尊重され、みずからの意思に基づき地域の社会活動に参加し、自立して暮らせる「共生社会」の推進が求められております。そのために、障がい者差別の解消や虐待の防止に向けた体制づくりや情報提供、障がいへの理解などの取り組みを実施してまいります。

高齢化が進展する中、地域で開催運営している「いきいき百歳体操」の普及や介護予防事業を継続し主体的に介護予防に取り組む高齢者の増加を目指すとともに、リハビリ等の専門職が地域に向いて行う地域リハビリテーション活動支援事業の充実強化を図り、心身の活動機能の低下により要介護状態に近づくことの予防と重度化防止に努めてまいります。

また、「地域づくりから育つひろおの支え合い」を目標に、交流サロン活動のほか、さまざまな担い手や地域の見守り・支え合いによる生活支援の構築を目指して生活支援体制推進事業を実施し

てまいります。

さらに、高齢者の方が適切な医療・介護サービスを安心して受けられるよう相談支援体制の充実と、多職種協働による医療・介護連携の推進に努めてまいります。

今後も増加が見込まれる認知症に関しては、認知症サポーター養成講座の開催や、認知症の方や家族が安心して相談できる認知症カフェを新たに開設するなど、認知症の方に優しい環境づくりに向けて取り組んでまいります。

継続した介護サービスの提供が行えるよう、サービスの担い手を育成するために介護職員初任者研修を開催し、介護人材の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

養護老人ホームと特別養護老人ホームの運営につきましては、入所者の自主的な活動を支援する体制を確立し、入所者が生きがいを持ち、日々穏やかな生活が送れるよう、地域住民やボランティアの協力をいただきながら、入所者の介護ニーズを尊重した施設サービスの創意工夫・充実に、より一層努めてまいります。

2点目の子育て支援についてであります。

少子化、核家族化が進行している中で、子どもを産み育てやすい環境をつくるため、子育て支援のニーズに合わせた施策の推進に取り組んでまいります。

妊娠期から成人になるまで切れ目のない支援が受けられるよう、子育てに関する総合的な相談・支援体制の整備として「子育て支援室」を創設し専門的な窓口となるよう努めてまいります。

少子化対策として、安心して出産するために、妊婦健診費用の助成にあわせて、通院費や産後の母子健診費の助成を継続して実施してまいります。

特定不妊治療費及び不育症治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図り少子化対策に努めてまいります。

幼保一元化により幼児教育の一層の充実を図るため、認定こども園ひろお保育園への移行を行い、子どもの成長に応じたカリキュラムによる教育・保育により、その後の小学校教育へつながるよう取り組んでまいります。また、多子世帯経済的負担軽減を継続して実施してまいります。

平成32年（2020）年度から始まる第2期広尾町子ども・子育て支援事業計画に、昨年10月に実施した「子ども・子育てニーズ調査等」を参考に作成し、今後の事業に反映させてまいります。

乳幼児などの疾病の早期診断、治療の推進及び子育て世帯の負担軽減を図るため、中学生までの医療費助成を継続実施し、子育て支援、人口減少対策としての定住促進を推進し、子どもたちの保健・医療と福祉の増進を図ってまいります。

次、3点目の健康づくりについてであります。

町民の健康を保持増進するため、健康教育、健康相談、家庭訪問などを積極的に実施してまいります。

食生活サポーターの育成を継続し、地産地消の普及とともに「食で元気なまちづくり」を目指してまいります。

歯と口の健康を守るために、口腔ケア事業を実施し、子どもから高齢者まで一貫した支援をすることで、生活習慣病予防につながる取り組みを進めてまいります。

本年度より3年間、国の方針に準じ新たに風疹蔓延予防のため、無料で風疹抗体検査及び予防接種が受けられる体制を整えます。

また、感染症予防事業として、乳幼児の定期予防接種やインフルエンザ予防接種費用の助成を継続してまいります。

4点目の医療体制についてであります。

広尾町国民健康保険病院は、安定的な医療の提供と経営の改善を図るため、経営形態の見直しを行い、本年度から地方独立行政法人として新たにスタートいたします。

中期目標に定めた診療体制や専門外来の充実を図るとともに、今ある入院病床を維持し、夜間・休日を含む24時間・365日、救急患者に対応できる地域の中核医療機関として、住民の命と健康を守ってまいります。

国においては、在宅で療養されている方の住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めております。今後、在宅で療養されている方々への対応を町立病院と関係機関が連携を図りながら強化し、安心して生活してもらうシステムを構築するよう努めてまいります。

5点目の国民健康保険・後期高齢者医療についてであります。

国民健康保険は、北海道が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担う中、本町は地域住民と身近な関係のもと、保険給付・保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を行い、地域医療の確保と町民の健康の増進に努めてまいります。あわせて、国民健康保険税の収納率向上に努めてまいります。

また、第3期特定健康診査等実施計画に基づき、メタボリックシンドロームに着目し、「特定健診」を実施するとともに、個々の生活スタイルに応じた特定保健指導を実施し、生活習慣病予防及び疾患の重症化予防に取り組んでまいります。

後期高齢者医療については、社会保障制度をめぐる動向に十分留意しながら、高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図り、円滑な制度の運用と適正な執行に努めてまいります。

大きな3点目、「いきいきと輝くまち」についてであります。

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、都市部への人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある社会を維持していくことが課題となっております。

平成28年に策定した「広尾町総合戦略」で掲げている4つの政策分野について、引き続き具体的な施策を推進してまいります。

移住・定住対策として、都市部との交流人口の拡大や地域活性化を図るため、農山漁村ホームステイ事業を継続して実施してまいります。

地方創生に向けた施策を進めるため、ふるさと納税のPR活動を強化し、寄附金を活用して行った事業の公表や返礼品の充実などで、本町の魅力を広く発信してまいります。

社会の変化が予測困難な時代に、子どもたちが思い描く幸せを実現するためには、子どもたちの

「生きる力」を育むことが重要であります。

この目標を達成するには、学校・保護者・地域・教育委員会が連携・協働し、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という考えをもとに取り進めていかなければなりません。

児童生徒の学習・生活の場でもあり、地域コミュニティの拠点である学校施設については、豊似小学校の外構工事を行い、よりよい学習環境を整備してまいります。

今後も教育政策推進のため、基盤整備に取り組んでまいります。

広尾高校の存続に向けては、広尾高校支援策などをPRするチラシやポスターを町内、南十勝各町村、帯広市南部や日高方面へ配布するなど、広尾高校の魅力を広く発信してまいります。

下宿費や遠距離通学費助成などの周知や部活動などの外部講師配置とあわせて、広尾高校存続に向け「広尾高等学校存続対策協議会」と連携し、町民一丸となって取り組んでまいります。

昨年度導入されたコミュニティ・スクールについては、各学校の運営協議会による熟議を重ね、学校と地域が目標を共有し、地域の子どもを地域で育ててまいります。

また、連携協力体制の整備のため、「広尾っ子応援団本部」を設置し、学校を拠点とした地域づくりも進めてまいります。

さらに、町民一人一人が活躍していくための学びが、生涯にわたって、あらゆる機会や場において継続して学び続けていくことができ、生きがいのある豊かな人生を送ることができる環境づくりのため、生涯学習推進体制の充実を図ります。

大きな4点目であります。「安心して暮らせるまち」。

1点目の町民の安全・安心についてであります。

防災対策については、暴風による長時間停電に対応するため、北海道電力株式会社に要望していた送電線の2回線化工事は、昨年11月に工事が完了し、運用開始となりました。

また、台風被害に対し、引き続き流木撤去の支援を国や道に要請します。

昨年9月の「北海道胆振東部地震」により、北海道全域で大規模な停電が発生しました。災害時における備蓄品の重要性が増しており、災害時に円滑な物資の提供を行うため、広尾町災害時備蓄計画に基づき、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材を備蓄するなど万全の対策を講じてまいります。

また、本年は、地域の防災体制の確立と住民の防災意識の高揚を図るため、防災訓練と避難所運営訓練を実施するとともに、引き続き自主防災組織の設立や育成支援を進め、自助・共助・公助の体制の確立を目指してまいります。

住民が日常生活を送る上で安全と安心を享受するためには、交通安全や犯罪などに対する備えは欠くことができません。

交通安全については、交通事故撲滅を目指し、「デイライト運動」の普及に努め、幼児から高齢者まで各世代に即した交通安全啓発をはじめとした活動を関係機関、団体等との連携を図り、より一層の交通事故防止に努めてまいります。

防犯については、犯罪を未然に防ぐため防犯カメラを設置し、安全で安心して暮らせる町を目指し、警察署と連携した住民への必要な情報提供、町内会や関係機関との連携した防犯対策などに取

り組み、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

消防に関しましては、消防団活動への支援及び団員の確保・育成に努めるとともに、消防施設の維持管理と拠点施設の整備を実施し、地域の消防力の充実強化を図ってまいります。

2つ目の循環型社会に対応した環境衛生についてであります。

環境衛生対策については、住民の理解と協力を得て、ごみの減量化と資源リサイクルを推進するとともに、資源循環型社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、ごみの不法投棄対策やペットの適切な飼育管理については、関係機関・団体等と連携を強化し町民意識の高揚を図り、清潔で住みよいまちづくりに努めてまいります。

適切な管理が行われていない空き家等については、個別の状況・事情を把握し、指導・助言等を行い、生活環境の保全を図るための措置と空き家等の利活用の促進に努めてまいります。

3点目の消費者保護対策についてであります。

社会経済の環境は国際化や情報化などで一層複雑になり、消費者を取り巻く問題はますます多様化、複雑化し、悪質商法、詐欺、インターネット取引でのトラブルなど犯罪行為が後を絶たない状況にあります。

消費者トラブルから町民を守るため、防災行政無線、町広報誌を活用し、注意を呼びかけるとともに、消費者問題に関するパンフレットの配布、消費生活相談窓口の維持や関係機関との連携により、消費者の保護や生活の安定に努めてまいります。

4点目の快適な道路と住宅環境についてであります。

町道の整備や維持補修については、生活環境の向上を図るため、計画的に実施してまいります。

また、橋梁の長寿命化を図るため、補修工事を実施してまいります。

除雪については、町民の生活に支障のないよう迅速丁寧かつ効率的な除雪に努めてまいります。

公営住宅の整備については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、錦町公営住宅の建てかえ事業を継続して実施してまいります。

既存の公営住宅については、適切な維持管理を実施し、住宅環境の保全・充実に努めてまいります。

5点目の上下水道の整備についてであります。

上水道事業については、老朽配水管の計画的な整備・改良を実施するため、管網整備計画に基づき、水道施設の適正な維持更新に努めるとともに、有効期間が満了となる量水器の更新を実施してまいります。

簡易水道事業及び簡易給水事業については、老朽化した水道設備の計画的な更新・整備と量水器の更新を引き続き実施し、水道施設の効率的な維持管理と水道水の安定供給に一層努めてまいります。

公共下水道事業については、終末処理場の長寿命化計画に基づき、機械設備の計画的な更新・改修を進めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、下水道未整備地域における生活環境改善のため、合併処理浄化槽の普及に取り組んでまいります。

6点目のバス路線の維持についてであります。

近年、「帯広・広尾間」については、利用者の減少に加え、国の補助制度の見直しに伴い、沿線自治体の費用負担が増加しております。地域住民の意見なども参考にしながら、バス利用者の増加につながる対策等を沿線市町村で構成する協議会において協議するとともに、本年度は利用者の乗降調査を実施いたします。

「広尾・庶野間」の今後の運行につきましては、引き続き委託業務を単年度契約とし、広尾町、えりも町、JR北海道バス株式会社3者で協議してまいります。

また、札幌市と直結する都市間バス「高速ひろおサレンタ号」の役割と効果は大きく、今後も継続運行に向け、利用者の増加に努めてまいります。

7点目の高規格幹線道路の整備促進についてであります。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道「大樹・広尾間」は、広尾市街までの全線新設が認められ、忠類大樹・豊似間が事業決定しております。本年度は、歴舟橋の橋台工事、豊似までの実施設計が行われます。

今後も期成会を中心に、豊似・広尾間の新規事業化と、一日も早い全線開通を目指し、要請活動を行ってまいります。

5点目の「みんなで創るまち」であります。

1つ目の協働のまちづくり・将来を担うひとづくりについてであります。

将来にわたって、町民一人一人が活力を持って生活し、安全・安心な暮らしができる地域社会づくりが必要となっております。

そのため、地域コミュニティ活動の中核となる町内会連合会やボランティア団体などを支援するとともに、行政と町民が適切な役割を担い「共に考え、共に行動する」協働のまちづくりを推進してまいります。

社会環境の変化、価値観の多様化などにより、子育て、青少年健全育成、防災、環境、福祉、教育などの各分野において多様な町民ニーズに対応するため、積極的な情報提供を行うとともに、町民からの情報や提案、地域課題などを受けとめ、施策への反映に努めてまいります。

平成33年(2021)年度からスタートする「第6次広尾町まちづくり推進総合計画」の策定に向け準備を進めており、実現性のある計画となるよう町民皆様の考え方や意見を反映させてまいります。

また、まちづくりへの町民参加を促進し、自主的に行う「まちづくり活動団体」に対し、「まちづくり活動支援事業交付金制度」を継続実施してまいります。

さらに、ウェブサイトの更新やわかりやすい広報誌づくりの推進を図り、地域の魅力のPRから身近な情報まで情報発信に努めてまいります。

人口減少と少子高齢化に直面している中、地域力の維持・強化を図るための担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっております。「広尾町活き生きプロジェクト」として「町民ワークショップ」「ひろおフォーラム」「広尾ブランド化の推進」について取り組んでまいります。

2つ目の効率的な財政運営についてであります。

人口減少、少子高齢化が続く中、地方財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いてお

ります。

このような中、本町の平成30年度末の町債残高については、全会計を合わせ、約158億円と高い水準にあります。

また、財政収支の見通しは、さらに厳しい状況が予想されます。

本年度は、引き続き第5次行政改革大綱を踏まえた行政執行による財政運営の効率化を図り、安定した財政運営を続けていくため、健全で持続可能な財政基盤の確立に、引き続き努めてまいります。

3点目の広域行政についてであります。

持続的に活力ある地域づくりを図るには、市町村が行政サービスの提供や地域活性化の取り組みを広域的に推進していく必要があります。

十勝に暮らす住民の豊かな生活の確保とさらなる発展と魅力の向上を図るため、「定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、市町村の枠組みを超えた行政需要に対応すべく、住民の視点に立った行政運営を推進してまいります。

また、平成28年4月に発足した「とちかち広域消防事務組合」は、指令センター及びデジタル無線の共同整備による業務の高度化及びスケールメリットを生かした「消防体制の基盤の強化」が図られており、今後も将来にわたり住民の安全・安心な暮らしを支えていくため、消防体制の充実強化を図ってまいります。

4点目の教育委員会との連携についてであります。

総合教育会議において策定した「広尾町教育大綱」を柱に、学校教育、社会教育の充実と広尾高校存続に向け、教育委員会とのさらなる連携を図ってまいります。

以上、平成31年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

厳しい時代がこれからもさらに続くことが予想されますが、この難局を乗り越え、「地域の自立で豊かな暮らしを目指して」という強い信念のもと、広尾町の未来に向けて、新たな一歩を踏み出してまいります。

議員の皆様、町民の皆様の一層のご指導とご支援を心からお願い申し上げます。

以上、平成31年度の町政執行方針といたします。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、町政執行方針を終わります。

休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

再開します。

◎日程第8 平成31年度教育行政執行方針

1、議長（堀田） 日程第8、平成31年度教育行政執行方針について説明を求めます。

菅原教育長、登壇の上、説明願います。

1、教育長（菅原） 平成31年第1回定例会の開会に当たり、広尾町教育行政の執行に関する基本的な方針を申し上げます。

初めに、社会・産業構造の変化が予測困難な時代に、将来をつくり出すことができるような人材の育成を目指していかなければなりません。

また、子どもたちが思い描く幸せを実現するためには、みずからの課題を見つけ、みずから学び、考え、判断して行動する力や学びに向かう人間性など「生きる力」を育むことが重要であります。

そのためには、「何を学ぶか」だけではなく「どのように学ぶか」を重視した「主体的・対話的で深い学び」を進めていくため、学校における「カリキュラム・マネジメント」を確立して教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図ることが大切であります。

平成31年1月、各学校に学校運営協議会が設置され、本町においてもコミュニティ・スクールがスタートし、各学校の重点教育目標を定めるべく熟議が行われました。今年度は、教育課程の承認などを行い、活動を本格化するとともに、地域学校協働活動の普及啓発のため設置した「広尾っ子応援団本部」による学校を拠点とした地域づくりもあわせて進めてまいります。

この制度を通して、学校・家庭・地域がそれぞれの分野で責任を認識し、学校運営に参画・連携・協働していくことが大切であります。

また、町民一人一人が、生涯学び、活躍できる環境を整えるため、出前講座や自主講座をはじめとする学習の機会や、社会教育・スポーツ団体への支援を充実していかなければなりません。社会人や高齢者の学び直しやライフステージに応じたスポーツ活動の推進など、学びを通じた地域づくりを目指してまいります。

教育委員会といたしましては、これまでの生涯学習の取り組みや成果、課題を検証し、家庭教育・学校教育・社会教育及び関係機関や各団体との連携をさらに進めながら、教育行政の推進に努めてまいります。

初めに、学校教育関係でございます。

これからの子どもたちには、激しく変化する社会を生き抜くため、幅広い知識や教養、柔軟な思考力が必要であるとともに、他者と協働する能力も求められております。

これらを育むために、学校運営協議会を中心として、学校や家庭、地域、教育委員会、各関係機関が連携し、さまざまな人々と協働の取り組みを図っていかなければなりません。

基礎・基本的な知識の定着には、個に応じたきめ細かな生活・学習指導と規律ある生活習慣の定着が大切であることから、小中学校に教員補助員を9名配置するとともに、中学校に教科指導助手2名を配置し、指導の充実を図ってまいります。

また、長期休業中や放課後の時間には、これらの教員による補足的な学習を行い、さらなる学力向上に取り組んでまいります。

平成30年度に行われた全国学力・学習状況調査では、小学校、中学校において、一部の項目で全

国平均を上回ったものの、多くの項目が全国平均以下であり、引き続き「ほっかいどう学力向上推進事業」の授業改善等支援事業などを活用して、全体的な学力を伸ばす取り組みを進めてまいります。

教育ICTの活用では、全ての小中学校に教科書と提携したクラウド教材とタブレットパソコンを配備し、その相乗効果を高めてまいります。

また、2020年度から必修化となる小学校でのプログラミング教育の円滑な実施に向けて、ハード・ソフト面で教育ICTの環境整備を進めるとともに、校務用及び児童生徒用パソコン等、ネットワークを利用する機器の情報セキュリティ対策を図ってまいります。

小学校・中学校における「道徳」の教科化に伴い、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力を養い、いじめを防止する学校の体制づくりを進めてまいります。

また、ネット上のいじめや有害情報が社会問題となっていることから、インターネットの利用マナーや情報モラルの指導、家庭でのルールづくり、ネットパトロールなど、学校はもとより家庭や関係機関とも連携しながら、ネットトラブルの防止と対応に万全を期してまいります。

さらに、困り事を抱えている子どもたちへは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用も図りながら、生徒指導体制と教育相談体制の充実に努めてまいります。

加えて、全ての学級でハイパーQ-Uテストを年2回実施し、学校生活における児童生徒の意欲や満足感、学級集団の状態を継続的に分析し、児童生徒の学校生活の質の向上に努めてまいります。

健やかな体の育成につきましては、全国体力テストの結果を踏まえ、学校体育の充実や少年団、部活動の参加促進による体力・運動能力の向上を図るほか、健康対策の一環としてフッ化物洗口による虫歯予防と、平成25年度に町が作成した食育推進計画による望ましい食習慣の形成などを通して、心身ともに豊かな健康の保持増進を図ってまいります。

国際理解教育につきましては、これからのグローバル社会において主体的に生きていくために、英語指導助手の活用も図りながら、外国語学習活動を通して必要となるコミュニケーション能力の育成に取り組んでまいります。

また、中学生の海外研修派遣を継続し、外国での異文化交流を通じて国際的視野を持つ人材の育成を推進してまいります。

特別支援教育につきましては、子どもの能力や可能性を伸ばし、自立して社会参加が図られるよう、保・小・中・高の連携による支援体制と子どもの特性に応じた支援方法の工夫・改善に努めるとともに、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を推進してまいります。

教職員の資質向上につきましては、研修への積極的参加を促進するとともに、研さん機会の拡充に努め、子どもたちや保護者に信頼される学校づくりに意を注いでまいります。

また、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて、学校における働き方改革を進めてまいります。

長崎県西海市との姉妹市町交流事業については、平成31年度は小学生10名を西海市より受け入れる計画であり、相互交流のさらなる発展を目指してまいります。

中高一貫教育は「地域の教育力を結集し、広尾の子どもは広尾で育てる」を基本理念に、今後も地域の理解と協力により、そのメリットを最大限に活かした教育を展開し、生徒の進路実現を支援してまいります。

また、学校間の連携につきましても、小・小連携や小・中・高連携をさらに推進し、将来的にはコミュニティ・スクール制度を主体とした小・中・高の12年間を見通した指導計画や教育体制の構築に取り組んでまいります。

学校は、子どもたちの学習・生活の場であると同時に、地震等の災害時には地域の避難施設としても重要な役割を担っております。平成30年度に改築校舎が完成した豊似小学校につきましては、平成31年度に旧校舎を解体し、敷地内の外構工事などを進めてまいります。

その他、安全・安心な教育環境確保のため、今後も引き続き施設の改修と適切な維持管理に努めてまいります。

幼児教育につきましては、「ひろお幼稚園」と「ひろお保育園」の統合により、平成31年度から新たに保育所型の認定こども園が開設され、幼保一元化とともに新施設へ引き継ぐこととなります。今後も認定こども園や保育所と小学校との連携も視野に入れながら、町部局との協働体制を一層深めてまいります。

学校給食につきましては、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達に必要な栄養バランスのとれた給食を提供し、健康の増進、体力の向上を図るとともに、食に関する指導を効果的に進めるため、学校給食を重要な教材として活用し、栄養教諭指導のもと、さらなる食育の推進に努めてまいります。

また、施設面では、老朽化した設備等を計画的に更新し、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

平成27年度に開始しました広尾高校への給食提供は、生徒、保護者からも好評であり、引き続き行ってまいります。

次に、社会教育関係であります。

社会教育においては、平成30年度に導入したコミュニティ・スクールの重要な役割である地域や家庭の教育機能を強化するための組織として「広尾っ子応援団本部」を設置しました。地域おこし協力隊のコーディネーターを引き続き配置し、応援団本部の核である子どもたちの自己肯定感の育成と、町民皆様による温かなまなざしに包まれた学校活動の推進に取り組んでまいります。

このことにより、家庭、学校、地域が結びつきを深め、地域の教育力を生かしながら、連携した事業の取り組みが円滑に進められるよう努めてまいります。

また、人口減少の進行など社会が大きく変化する中、町民一人一人が潤いのある健康で心豊かな生活を送るには、生涯を通じ積極的に学び、その成果を活かせる環境をつくることが重要であります。

このため、広尾町生涯学習推進計画に沿って、生涯学習の推進を図る取り組みをより一層進めるとともに、さまざまな学習機会を提供する各種講座を開催し、町民の学習機会の拡充を図ってまいります。

芸術・文化関係のサークル活動につきましては、活動を通じて人材育成を図るとともに、地域や分野、年齢などを越えた団体間の交流と連携を図りながら、活動の活発化に向け支援してまいります。

「広尾サンタランド・ジャズスクール」につきましては、町の文化振興はもとより、青少年の健全育成、さらには地域活性化にもつながる取り組みとして、支援を継続してまいります。

また、「広尾郷土芸能陣屋太鼓保存会」につきましては、郷土伝統文化である陣屋太鼓の保存・伝習につながる取り組みとして、引き続き支援してまいります。

野塚公民館・音調津総合センターにつきましては、地域の文化・交流活動の拠点施設として、利便性の向上を図りながら適正管理に努めるとともに、施設の利用環境の向上を図ってまいります。

郷土の歴史や伝統文化の継承の役割を持つ博物館等については、その活用と効率的な運営を図りながら、多くの方々に来館していただくことができるよう努めてまいります。また、歴史遺跡の研究と保護・保存にも努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、次世代を担う青少年の健全育成を引き続き図ってまいります。

国際交流につきましては、国際化が進展し、外国の歴史や文化を理解することが大切となっており、異文化に触れ、交流することを基本に、高校生の海外研修派遣事業を継続実施するとともに、幼児教育におけるコミュニケーション能力育成の一環として、英会話教室を継続してまいります。

シーサイドパーク内のオオバナノエンレイソウにつきましては、群生地区における植物の生息環境調査を引き続き実施し、保全活動を行うとともに、北海道大学の協力のもと、資料収集・整理を続けてまいります。

青少年の活動の場であります勤労青少年ホームにつきましては、安全に施設を利用していただけよう、適正管理に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、町民一人一人が気軽にスポーツ活動に参加し、みずから健康保持及び増進のために生涯にわたりスポーツに親しむ環境整備を図るとともに、体育連盟やスポーツ少年団などの関係団体や地域と連携し、スポーツ振興に努めてまいります。

体育施設につきましては、利用者のニーズに応えるべく適正管理に努めてまいります。

図書館につきましては、住民の読書環境を確保するため、施設の適切な維持管理と図書館資料の保護に努めてまいります。

また、図書館資料の計画的な整備やサービスの向上などを念頭に、図書館サークル活動を支援するとともに、子育て支援のための「ブックスタート」「読み聞かせ」「おはなし会」などの活動についても、ボランティア団体の協力を得ながら継続、実施してまいります。また、一般町民を対象とした事業につきましても開催してまいります。

今後も、移動図書館車の活用や十勝管内の図書館との広域連携を進めながら、幼児から高齢者まで全ての住民が気軽に利用でき、親しまれる図書館として、読書活動の推進と普及に努めてまいります。

児童福祉会館につきましては、施設の適切な管理に努めるとともに、駐車場の利便性の向上を図るなど、誰もが利用しやすい施設として、環境整備を実施してまいります。

また、社会教育関係団体や図書館サークル等の活動拠点として、適切な運営に努めてまいります。  
むすびになりますけれども、以上で、平成 31 年度の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましても、平成 27 年度に設置された総合教育会議において、町長部局との緊密な連携のもと、広尾高校の存続に努めるとともに、将来の広尾町を担う子どもたちの教育環境の向上と、学校教育並びに社会教育のより一層の充実に取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で、31 年度の教育行政執行方針とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政執行方針を終わります。

ただいまの町政執行方針及び教育行政執行方針に対する質問は、7 日と 8 日の一般質問時に発言を許しますので、本日の午後 3 時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

#### ◎日程第 9 議案第 4 号

1、議長（堀田） 日程第 9、議案第 4 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第 4 号についてであります。

工事請負契約の締結についてであります。

工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

工事名であります。錦町団地公営住宅 14 号棟建築主体工事であります。

契約額は 4,708 万 8,000 円であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町東 3 条 12 丁目 4 番地、株式会社濱中建設、代表取締役濱中和行であります。

工事の概要でありますけれども、施工場所については、錦通南 2 丁目 5 番地 3 であります。木造平家建て 1 棟 2 戸であります。建築面積が 207.98 平方メートルであります。建築主体工事、外構工事であります。

予定工期につきましては、本議案の議決後、平成 31 年 9 月 30 日までであります。

指名業者等の状況についてであります。株式会社畑下組、アカイシ建設株式会社、株式会社濱中建設の 3 業者をもって 31 年 2 月 15 日に入札を行っております。落札率につきましては 92.1% になっているところであります。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第4号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第5号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第5号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の成立に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第5号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の成立に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、広尾町国民健康保険病院の地方独立行政法人移行に伴い、関係条例を一括して整理をするものであります。

詳細につきましては、担当室長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

松田国保病院地方独立行政法人移行準備室長。

1、国保病院地方独立行政法人移行準備室長（松田） それでは、議案第5号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の成立に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案の2ページをお願いいたします。

第1条におきましては、法人の成立により現在の病院事業が廃止となることから、広尾町国民健康保険病院事業の設置に関する条例、以下病院事業に関連する5本の条例を廃止するものであります。

次に、第2条1項につきましては、議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料の1ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第2条は、広尾町議会委員会条例の一部改正であります。

病院事業の廃止により、国民健康保険病院が広尾町の機構からなくなることから、総務常任委員会の所管から削除するものであります。

次に、議案資料2ページ、第3条についてでございます。職員の定年等に関する条例の一部改正であります。医師の定年に関する規定につきまして、附則も含めて削除するものでございます。

次に、資料3ページ、第4条につきましては、広尾町職員給与条例における病院事業に属する職員に係る規定を削除するものであります。

資料の3ページ、職員給与条例の第18条は、医師の宿日直手当の削除、同附則第6項は勤務場所としての「広尾町国民健康保険病院、」を削除するものであります。

資料の4ページ、別表第1、医療職給料表(1)の改正は、医師に適用する6級を削除し、備考欄の病院に関する記述を整理するものであります。

医療職給料表2につきましても、同様に備考欄を整理するものであります。

資料5ページ及び6ページは、医療職給料表における職務の級を定める分類表の整理を行うものであります。

次に、議案資料7ページ、第5条でございますが、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院への職員の引継ぎに関する条例の一部改正であります。地方独立行政法人法に基づき職員を引き継ぐ内部組織の設置根拠が病院事業の廃止により失われることから、必要な整理を行うものであります。

次に、議案の5ページに戻っていただきまして、附則第1項でございます。

附則第1項といたしまして、本条例は法人成立の日から施行するとするものであります。

附則第2項は、本条例により広尾町国民健康保険病院事業の設置に関する条例の廃止後においても、同条例の第6条に規定する10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類につきましては、従前どおり作成するとする経過措置を定めるものであります。

附則第3項につきましては、本条例による広尾町国民健康保険診療施設職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止前に行った勤務に係る手当の経過措置を定めるものであります。

附則第4項につきましては、本条例による広尾町国民健康保険診療施設一部負担金及び使用料並びに手数料条例の廃止前に発生した一部負担金等につきまして経過措置を定めるものであります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第5号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の成立に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第6号

1、議長(堀田) 日程第11、議案第6号 広尾町課設置条例及び広尾町健康管理センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第6号 広尾町課設置条例及び広尾町健康管理センター設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、第5次行政改革の取り組みの一つとして、子育て支援に関する事務を保健福祉課に集約し、小学校入学前の子どもを持つ方々の利便性の向上と円滑な施策の実施を図るとともに、地方独立行政法人に関する事務を健康管理センターの所管とするものであります。

議案資料の9ページをお開き願います。

4月からの保健福祉課の組織体制を示しております。

この機構図の一番左側の2段目に子育て支援室があるところであり、新たに子育て支援室を設置し、子育て支援係と児童係の2つの係で本町の子育て支援に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、支援室の室長につきましては、業務の範囲等を勘案し、課長職と考えております。

詳細については、担当参事に補足説明をいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) 次に、補足説明をさせます。

松田総務課参事。

1、総務課参事(松田) それでは、議案第6号 広尾町課設置条例及び広尾町健康管理センター設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明をさせていただきます。

議案資料の8ページをお願いいたします。

主な改正点を申し上げます。

町長の提案理由の説明にございましたとおり、4月から子育て支援に関する事務を保健福祉課に

集約し、保健福祉課の内部に子育て支援室を設置する予定でございます。

これに伴いまして、これまで住民課で担当しておりました児童手当、児童扶養手当等に関すること及び教育委員会社会教育課で担当しておりました放課後児童クラブに関すること、この2点を保健福祉課の分掌事務に変更することといたしました。

また、4月1日の認定こども園の設置を踏まえ、保健福祉課の分掌事務に新たに認定こども園に関することを追加するものでございます。

さらに、4月1日の地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の成立を踏まえ、健康管理センターに新たに地方独立行政法人に関することを分掌事務に追加をいたし、地方独立行政法人とのやりとりの窓口ということで設置いたします。

なお、国保病院地方独立行政法人移行準備室につきましては、本年度末をもって廃止する予定でございます。

附則におきまして、施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第6号 広尾町課設置条例及び広尾町健康管理センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第7号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第7号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第7号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

の制定について提案理由を申し上げます。

お手元の議案資料 13 ページであります。

本案は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 1 項の規定に基づき広尾町職員の派遣先団体として地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院を定めるものであります。

現在、広尾町国民健康保険診療施設に勤務する職員のうち、行政職給料表の適用を受ける者及び管理栄養士等については法人がプロパー職員を採用するまでの間、町から派遣する考えであります。

職員の派遣に当たり、派遣先の団体を条例で定める必要があることから、本条例の改正を行うものであります。

あわせて、法律名等の変更に伴い、条例の題名及び本則中の「公益法人」を「公益的法人」に改めるものであります。

附則におきまして、派遣先団体を加える改正は法人成立の日から、それ以外の改正は公布の日から施行するとするものであります。

よろしく願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第 7 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 13 議案第 8 号

1、議長（堀田） 日程第 13、議案第 8 号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第8号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料14ページであります。

本案は、現在、特別養護老人ホームにおいて看護師3名体制で入所者の看護に当たっているところであります。日中の午前8時30分から午後5時15分までの間については、施設に常駐しておりますけれども、夜間の午後5時15分から翌日の午前8時半までの間については、あらかじめ看護師1名に当番を割り振り、自宅で待機させております。当番の看護師については行動が制限されるなど負担をかけているところであり、夜間における入所者の病状の急変など緊急時における体制を維持すべく、待機者に対し救急呼び出し待機手当として、夜間の午後5時15分から翌日の8時30分までは待機1回につき1,000円を支給するものであります。

なお、本改正につきましては、平成31年4月1日から施行したいとするものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第8号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩します。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

◎日程第14 議案第9号

1、議長（堀田） 日程第14、議案第9号 広尾町特別会計条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第9号 広尾町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、広尾町国民健康保険病院の地方独立行政法人への移行に伴いまして、病院事業に係る地方債の借入れ及び償還を行うための特別会計を設置するものであります。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

白石総務課長。

1、総務課長（白石） それでは、補足説明をいたします。

議案資料の15ページをお願いいたします。

まず、改正の概要、(1)、移行後の地方債の借入れについてであります。

地方独立行政法人法第41条第4号におきまして、「地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。」と定められているため、移行後の国保病院が行う事業につきまして長期借入れを行う必要が生じた場合につきましては、広尾町が地方債を発行し借入れを行い、移行後の国保病院に貸し付けることとなります。

次に、(2)、移行後地方債及び移行前地方債の償還についてであります。

(1)で借入れを行いました地方債の元利償還金については、その元利償還金に相当する金額を移行後の国保病院が広尾町に対して支払いまして、広尾町が借入先に支払うこととなります。

また、移行前に国保病院が借入れを行いました地方債の未償還分につきましては、広尾町に承継されますけれども、元利償還金は先ほど同様に元利償還金に相当する金額を移行後の国保病院が広尾町に対して支払いまして、広尾町が借入先に支払うこととなるものであります。

そのため、これらの経理を行うに当たりまして特別会計を設置するものでありまして、施行につきましては平成31年4月1日とするものであります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第9号 広尾町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

1、議長(堀田) 日程第15、議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料17ページであります。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものであります。

災害援護資金の償還方法、「年賦償還又は半年賦償還」を「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」に改め、東日本大震災の特例により保証人がいない場合にあっても、貸し付けが認められた経緯を踏まえて、「保証人」を削除するものであります。

また、法律施行令の規定が削除されたことに伴い、条例の番号を整理するものであります。

附則の関係であります。この条例は平成31年4月1日から施行し、施行前に生じた災害による災害援護資金の貸し付けは、なお従前の例によるものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いたします。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第 10 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 11

1、議長(堀田) 日程第 16、議案第 11 号 字の区域の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第 11 号 字の区域の変更について提案理由を申し上げます。

議案資料は 18 ページであります。

本案は、帯広開発建設部が行った一般国道 336 号広尾町モエケン改良外一連工事において、農林水産省から所管がえを受けた敷地を国道敷地として表示登記をするに当たり、字の名称が未設定であることから、今回、字の区域の変更を行い、字名を設定するものであり、地方自治法 260 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案資料の 19 ページの図面番号①番でありますけれども、近傍の字タンネソに編入するものでありまして、編入面積は 5 万 9,618 平方メートルであります。

図面番号②番につきましては、近傍の字ビタタヌンケに編入するものでありまして、編入面積は 15 万 6,918 平方メートルとなります。

以上で、提案理由とさせていただきます。よろしく願いいたします。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第 11 号 字の区域の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

あす6日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時08分